

第35号

2009年3月1日
発行

同推くん

発行・編集
海蔵地区人権・同和
教育推進協議会
広報部
事務局地区市民センター内
電話 333-8770

迫りくる超高齢社会 高齢者福祉政策の基本理念の早期確立を

～ 2015年問題をどう乗り切るのか ～

内閣府の「平成20年版高齢社会白書」によると、2007年にわが国の65歳以上の高齢者人口は2,746万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)は初めて21%を超え、「団塊の世代」が65歳に到達する2012年には3,000万人を超え、2042年のピーク時には、3,863万人と推定されています。一方で、少子化にともなう総人口の減少が進み、2055年には、4人に1人が75歳以上の超高齢社会が到来します。

当面、団塊の世代が高齢期に達することで予想されるピークは2015年前後に訪れます。そのための対策は早急にとる必要がありますし、長期的にはその後に確実に到来する超高齢社会の福祉政策の基本理念の早急な確立がのぞまれます。高齢者福祉先進国といわれる北欧3国は、早くから手を打って、いま「高齢者が元気な国」という評価を受けています。しかし、わが国では、先を見通した理念や施策に、国民を巻き込んだいわゆる民主主義に立脚した論議がなされず、国民が積み立てた年金や保険のムダ遣いで将来の夢をなくしているのが現状ではないでしょうか。

デンマークでは、「基本的人権」の尊重が国の基本理念であり、それを浸透させる過程で、人々の意見を十分聴くというシステムが確立しています。その結果として、①「高齢者福祉の3原則」(自己決定、生活の継続性、自己能力の活用)を重視した政策、②プライエム(特養)における利用委員会の意見の尊重、③福祉サービスにおける作業療法士、訪問看護師の現場決定権、④地方税率が国税率に比較して相対的に高い・・・などを実現させています。特に注目すべきは、高齢者福祉の責任は「市行政」であり、医療の責任は「県」とし、地方自治の責務を明確にしています。施策の実行にあたっては、市民の声を聞き、それを「文章化」して確認し、実施後には必ず「評価」するプロセスも確立しています。

超高齢社会では、国民にすべて責任を持たせるには無理があり、信頼される行政が責任を持って高齢者福祉政策を確実に実行する社会システムを構築すべきではないでしょうか。早急に国民を巻き込んだ論議を積み上げ、明確な理念を確立し、超高齢社会にふさわしいインフラ整備に早急に取り組むべきではないでしょうか。

シリーズで学ぶ 裁判員制度

～ 第4回 ～

真に、自由で公正な社会の構築のために ～ 「えん罪」をうみだす土壌をなくすには～

3回にわたって「裁判員制度の意義と裁判員の役割」、「刑事裁判の手続き」について説明してきましたが、ご理解いただけただけでしょうか。

さて、昨年12月には、候補者名簿に登載された方に「通知書」と「調査票」が送付され、いよいよ具体的に動き出しました。

津地裁管内で、5月21日以降に該当事件が発生し、被疑者が逮捕、起訴されますと候補者に選ばれた方の中から、裁判員候補者を選定するための手続きが行われ、最終的に裁判員に選定されますと裁判員として刑事裁判に関わることとなります。

わが国の刑事裁判は、(戦前一時的に、国民が参加する陪審制度による裁判が行われたことはありましたが)この裁判員制度が導入されるまで、裁判官というプロのみで行われてきました。しかし、現実には、裁判官は、たくさんの事件を抱えて、精神的にも肉体的にもたいへん苦勞されていますので、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則を忘れて、無辜の人間を有罪に処理したケースが起きています。いわゆる「えん罪」事件といわれるものです。

判決は、被告人の命・人生・人格、つまり、ひとりの人間の全存在がかかわるという大変な重みがあるのです。すなわ

ち、もし、裁判員となって裁判で審理・評議して判決を決めるにあたっては、どんな人についても、その人が受けとめることのできる温かな視点・人権感覚が求められるのです。

しかし、現実には、日本の刑事司法制度は、人権尊重の憲法に反し、また刑事裁判の理念に反し、数多くの「えん罪」事件をうみだしています。過去には、免田事件、財田川事件、島田事件、松山事件などの死刑判決から無罪生還という著名えん罪事件や、最近の例では、富山県での氷見事件や鹿児島県での志布志事件がありました。これらの相次ぐ不適正な刑事手続きによる「えん罪事件」が国会でも取り上げられ、最高検察庁は、この2件の捜査・公判活動の問題点を総括した調査報告書を公表しました。また、警察庁も、警察の捜査・取調について、適正化指針をつくり、犯罪捜査規範を改正し、都道府県警察に対し取調適正化の徹底を図ることを公けにしました。

日本の司法制度の在り方については、国連人権(自由権)規約委員会から再々是正勧告が出されていますが、是正内容に沿った改善は進んでいません。

今回の適正化指針で、捜査取調の適正化を取り上げていますが、この指針の内容では、抜本的に改訂されるとは到底考えられないという批判が数多く見られ

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。

ます。調査報告書では、前記2事件に絞ったうえで、個々の検察官の勤務体験や能力に解消したもので、「えん罪」をうみださないための仕組み、例えば、廃止や改善を勧告されている代用監獄での長期拘束や密室・長時間取調べなどについて技術的な改善をする考えは示されていません。

先進諸国ではなかば常識となっている取調べ全過程の録音・録画の導入（いわゆる「可視化」）についても極めて消極的です。（警察庁は、裁判員制度導入に向けて2008年9月から、大規模警察本部の警察署で、取調べ過程の一部の録音・録画の試行を始めている。）裁判員制度がスタートして、刑事裁判が市民に対して開かれたものになるように、捜査過程も密室から市民に見えるように開かれたものにして、取調べが透明かつ信頼できるものであることを、裁判員に示すべきではないでしょうか。

国は、裁判員制度導入に伴い、裁判員の負担を少なくする目論見で審理の迅速化を図ろうとしています。その結果、拙速により刑事裁判の使命である真相解明が疎かになった事例が広島で起きました。

2005年11月、小学1年の木下あいりちゃん（当時7歳）が殺害された事件で、広島高裁は、2008年12月9日「一審は、審理を尽くさず（審理を急ぐあまり粗雑）」と一審の無期判決を破棄し、審理を広島地裁に差し戻しました。

一審での供述（自白）が自発的だったかどうか（任意性）が問われており、「密室」での取調べが改善されない現状では、再発は防げないと思料されプロの裁判官でも見抜けなかった（？）任意性を素人の裁判員に見抜けということは至難の業と思われるので、公正な裁判が行える環境（取調

べの可視化で透明性を高めることなどの改善を早急に進めるべきだと思います。

次号では、裁判員に選ばれた際に、「えん罪」の片棒を担がないために、実際の「えん罪」事件を素材にして、具体的にポイントをつかんでいただくための学習をしていくことにします。

（以下次号へつづく）

関連資料

- ※1 最高検察庁「いわゆる米見事件及び志布志事件における捜査・公判活動の問題点等について」（平成19年8月）
- ※2 警察庁「警察捜査における取調べ適正化指針」（平成20年1月）ほか

裁判員制度の関連情報の提供

法務省 HP（ホームページ）

<http://www.moj.go.jp/SAIBAN/index.html>

最高裁 HP

<http://www.sniban.courts.go.jp/>

日弁連 HP

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen/judge/index.html>

パンフレットや制度説明資料は、上記のウェブサイト（例えば「裁判員制度Q&A」）は、最高裁 HP から、「裁判員制度学習教材」は、法務省 HP から）や最寄の裁判所で入手できます。

本シリーズを個人で、また、バックナンバーが必要な方は、地区市民センターのロビーに余部が置いてありますのでご利用下さい。（広報部）

お知らせ

◆人権啓発図書の配備◇

□貸出用として、海蔵地区市民センターかいぞう文庫に配備しました。

- ・子どもの貧困
- ・こんな介護で幸せですか？
- ・高齢者は社会的弱者なのか
- ・古美術介護塾
- ・ルールはなぜあるのだろう
- ・だまされないための年金・医療・介護入門
- ・子どもが育つ条件
- ・日常生活の法律全書
- ・いじめの世界が見えてきた
- ・親子でまなぶ人権スクール
- ・シニアよ！ITをもって地域にもどろう
- ・主権者はきみだ
- ・憲法はむずかしくない
- ・自己チュー親子
- ・家族をつなぐ52のキーワード
- ・誰でもよかった
- ・偏差値崩壊
- ・居場所のない子どもたち

◆人権図書ご利用について◇

かいぞう文庫人権図書コーナーに置いてある人権関係の図書を、センター外に持ち出して、ご利用になる場合には、必ず備え付けの『貸出簿』に記入のうえご利用ください。

また、お一人で一度に多数の借用や長期間の借用はご遠慮いただくようお願い致します。（広報部）

ことば 合理的疑いとは？

裁判員は、有罪か無罪かの判断をしなくてはなりません。その際に裁判員は、検察官が主張していることと、弁護人が主張していることと、どちらが正しいかを判断することではなく、検察官の証明が正しいかどうかで判断します。有罪とするには、検察官が「合理的疑い」を超えた証明をしたと判断した場合に有罪とし、判断できない証明であれば無罪としなければならないとされています。そこで、「合理的疑い」とは何かということが問題になります。諸説がありますが、通常、「多くの一般人が常識的（リーズナブル）に考えて、疑問の余地がないと判断できる証明がされればよい」とされています。「一般人」の一人である「裁判員であるあなたはどうか考えるか」ということになります。この場合、「自分固有の価値基準」（恣意）でなく、その人の価値観を基礎にしながら「社会の多くの人ならばこう考える（常識）」と判断することになります。裁判員裁判には、この常識を出し合う真剣な評議が尽くされ、正しい結論が導き出されることが期待されているのです。

◆原稿募集◇

本紙をお読みになってのご感想ご質問をお寄せ下さい。字数は、200字程度で、用紙は自由です。原稿は、地域団体事務局までお届け下さい。（広報部）